

本奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等が対象です。

令和6年度から

「留学時特別増額貸与奨学金」(一時金)のご案内

留学を開始した月に、国内貸与奨学金(月額)に併せて一時金が増額貸与される奨学金です。短期留学プログラムごとに、申請することが可能です。



Q. 対象者は？

国内の大学等及び大学院に在学中で、奨学金(第一種奨学金又は第二種奨学金)の貸与を受けている奨学生が対象です。条件を全て満たす必要があります。詳しくは、下記条件をご覧ください。

Q. 受付期限はいつですか。

留学後3か月以内に必要書類を提出してください。

留学後3か月以内

Q. 貸与金額を教えてください。

10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択できます。

※これは大学から日本学生支援機構への提出期限です。学内の提出期限は異なりますので、必ず大学HPで確認してください。

■ 申込み条件 . . .

以下の①～③を全て満たす必要があります。

- ① 国内の大学等及び大学院に在学中で、貸与中(第一種又は第二種奨学金)の奨学生
※ 留学開始年月において、振込中であること(休停止中は、申込資格はありません)。
※ 高等専門学校1～3年生は、「留学時特別増額貸与奨学金」の貸与対象外です。
- ② 海外の大学等・大学院に、以下のいずれかの条件で3か月以上留学する学生等
ア. 国内在籍学校の学生交流に関する協定等に基づく留学であること(派遣留学、交換留学)
イ. 留学により取得した単位が、国内在籍学校の単位として認定される留学であること(認定留学)
ウ. 大学院在籍中の学生の研究のための留学(研究留学)で、国内在籍学校長が有意義と認めた留学であること
- ③ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等
※ 「国の教育ローン」の審査の結果、融資を受けることができた場合は、本奨学金の対象となりません。

制度概要 ○奨学金の種類:第二種奨学金(有利子) ○貸与始期:留学開始年月 ○利率:増額貸与利率が適用
○保証制度:国内貸与奨学金と同じ ○振込口座:国内貸与奨学金と同じ ○奨学生番号:新たに奨学生番号を付与します

申込書等は、**在学する国内の大学等**にお問い合わせください。

提出書類

- 「留学時特別増額貸与奨学金申込書」
- 留学先大学からの「受入れ許可書」(日本語訳添付)
- 「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」
- 「国の教育ローン」を融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO Japan Student Services Organization

申請方法等の詳細は、大学HPで確認してください。



● 学内のお問い合わせ先・申込先
学生生活支援課奨学金担当 (TEL:087-832-1166、1586)